

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月29日

金曜日

号外(3)

目次

選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し

1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第31号

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

平成31年3月29日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	名 称	所 在 地
病院	富山通信病院	富山市鹿島町2丁目2番29号
病院	山田温泉病院	富山市山田湯 118番地
老人ホーム	高岡市長生寮	高岡市滝新21番地1

